

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
17	母子保健に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

本市は、母子保健に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを低減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

茨城県結城市長

## 公表日

令和6年3月15日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	母子保健に関する事務
②事務の概要	母子保健法(昭和40年法律第141号)に基づき、母子健康手帳の交付、新生児等の訪問指導や健康診査等、母子並びに乳幼児の健康保持増進に関する事務を行う。 特定個人情報ファイルは、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、以下の事務で取り扱う。  ①保健指導の実施 ②新生児の訪問指導の実施 ③健康診査の実施 ④妊娠の届出の受理 ⑤母子健康手帳の交付 ⑥母子健康手帳交付台帳の整備 ⑦母子健康手帳の再交付 ⑧妊産婦の訪問指導 ⑨低体重児の届出の受理 ⑩未熟児訪問指導
③システムの名称	健康管理システム、共通宛名システム、中間サーバー、サービス検索・電子申請機能、申請管理システム
2. 特定個人情報ファイル名	
妊婦台帳ファイル、妊産婦健診ファイル、乳幼児健診ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・番号法第9条第1項 別表第一 第49項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施する ] <span style="float: right;">&lt;選択肢&gt; 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</span>
②法令上の根拠	・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号、別表第二の56の2、69の2 ・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第30条、38条の3
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	保健福祉部 健康増進課
②所属長の役職名	健康増進課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	保健福祉部 健康増進課 (茨城県結城市中央町二丁目3番地) 0296-32-1111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	保健福祉部 健康増進課 (茨城県結城市中央町二丁目3番地) 0296-32-1111

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 1,000人以上1万人未満 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年3月11日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年3月11日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書  2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)[ ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[ <input type="radio"/> ] 自己点検 [ ] 内部監査 [ ] 外部監査	
9. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年12月1日	表紙 評価書名	健康管理(母子保健法)による事務 基礎項目 評価書	母子保健に関する事務 基礎項目評価書	事後	
平成29年12月1日	表紙 個人のプライバシー等の権利 利益の保護の宣言	本市は、健康管理(母子保健法)による事務に おける特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、 特定個人情報ファイルの取扱いが個人の プライバシー等の権利利益に影響を及ぼしか ねないことを認識し、特定個人情報の漏えいそ 他の事態を発生させるリスクを低減させるた めに十分な措置を行い、もって個人のプライバ シー等の権利利益の保護に取り組んでいるこ とを宣言する。	本市は、母子保健に関する事務における特定 個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人 情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー 等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを 認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態 を発生させるリスクを低減させるために十分 な措置を行い、もって個人のプライバシー等 の権利利益の保護に取り組んでいることを宣 言する。	事後	
平成29年12月1日	I 関連情報 1特定個人情報 ファイルを取り扱う事務 ①事務の名称	健康管理(母子保健法)による事務	母子保健に関する事務	事後	
平成29年12月1日	I 関連情報 1特定個人情報 ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	・乳幼児の健康増進のため、対象者を把握 し健康診査を実施するとともに、健康診査実 施後の結果を記録・保管する。  ・妊婦の健康の保持増進及び乳児の健康な発 達や異常の早期発見のために、健康診査にか かる経済的負担を軽減し、健康診査実施後の 結果を記録保管する。	母子保健法(昭和40年法律第141号)に基づ き、母子健康手帳の交付、新生児等の訪問指 導や健康診査等、母子並びに乳幼児の健康 増進に関する事務を行う。 特定個人情報ファイルは、行政手続きにおけ る特定の個人を識別するための番号の利用等 に関する法律(以下「番号法」という。)の規 定に従い、以下の事務で取り扱う。  ①保健指導の実施 ②新生児の訪問指導の実施 ③健康診査の実施 ④妊娠の届出の受理 ⑤母子健康手帳の交付 ⑥母子健康手帳交付台帳の整備 ⑦母子健康手帳の再交付 ⑧妊産婦の訪問指導 ⑨低体重児の届出の受理 ⑩未熟児訪問指導	事後	
平成29年12月1日	I 関連所法 5評価実施機関 における担当部署②所属長	健康増進センター長 松本 美津子	健康増進センター長 成瀬 和恵	事後	人事異動
平成29年12月1日	II しい値判断項目 1対象人員 いつ時点の計数か	平成26年12月26日 時点	平成29年12月1日 時点	事後	時点修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年12月1日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成26年12月26日 時点	平成29年12月1日 時点	事後	時点修正
平成31年3月15日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担 当部署	健康増進センター所長 成瀬 和恵	健康増進センター所長	事後	新様式へ変更
平成31年3月15日	IV リスク対策 1～9	項目なし	IV リスク対策 1～9への記載	事後	新様式へ変更
平成31年3月15日	II しいき値判断項目 1. 対象 人数 いつ時点の計数か	平成29年12月1日時点	平成31年3月15日時点	事後	時点修正
平成31年3月15日	II しいき値判断項目 2. 取扱 者数 いつ時点の計数か	平成29年12月1日時点	平成31年3月15日時点	事後	時点修正
平成31年4月1日	I 関連情報 2. 特定個人情 報ファイル名	妊婦台帳ファイル, 妊婦健診ファイル, 乳幼児 健診ファイル	妊婦台帳ファイル, 妊産婦健診ファイル, 乳幼 児健診ファイル	事後	
令和2年3月27日	II しいき値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成31年3月15日時点	令和2年3月16日時点	事後	時点変更
令和2年3月27日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成31年3月15日時点	令和2年3月16日時点	事後	時点変更
令和2年3月27日	I 関連情報 4. 情報提供 ネットワークシステムによる情 報連携②法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二 第56-2項	1. 行政手続きにおける特定の個人を識別する ための番号の利用等に関する法律第19条第7 号, 別表第二の56の2, 69の2 2. 行政手続きにおける特定の個人を識別する ための番号の利用等に関する法律別表第二 の主務省令で定める事務及び情報を定める命 令第30条, 38条の3	事後	
令和3年3月3日	I 関連情報 5. 評価実施機 関における担当部署	保健福祉部 健康増進センター	保健福祉部 健康増進課	事後	組織改編に伴う変更
令和3年3月3日	I 関連情報 5. 評価実施機 関における所属長の役職名	健康増進センター長	健康増進課長	事後	組織改編に伴う変更
令和3年3月3日	I 関連情報 7. 特定個人情 報の開示・訂正・利用停止請 求 請求先	保健福祉部 健康増進センター(茨城県結城 市結城1194) 0296-32-7890	保健福祉部 健康増進課(茨城県結城市中央 町二丁目3番地) 0296-34-0329	事後	組織改編, 庁舎移転に伴う変 更
令和3年3月3日	I 関連情報 8. 特定個人情 報ファイルの取り扱いに関す る問合せ 連絡先	保健福祉部 健康増進センター(茨城県結城 市結城1194) 0296-32-7890	保健福祉部 健康増進課(茨城県結城市中央 町二丁目3番地) 0296-34-0329	事後	組織改編, 庁舎移転に伴う変 更
令和3年3月3日	II しいき地判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計算か	令和2年3月16日時点	令和3年3月3日時点	事後	時点変更
令和3年3月3日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計算か	令和2年3月16日時点	令和3年3月3日時点	事後	時点変更
令和3年9月1日	I 関連情報 4. 情報提供 ネットワークシステムにおける 情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号, 別表第二の56の2, 69の2	番号法第19条第8号, 別表第二の56の2, 69の2	事後	番号利用法の号ズレ対応
令和4年3月2日	I 関連情報 1. 特定個人情 報ファイルを取り扱う事務 ②事 務の概要		評価書中の「カンマ」の記載を「読点」に変更	事後	内容変更
令和4年3月2日	II しいき値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和3年3月3日時点	令和4年3月2日時点	事後	時点修正
令和4年3月2日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和3年3月3日時点	令和4年3月2日時点	事後	時点修正
令和5年3月10日	I 関連情報 2. 特定個人情 報ファイル名	健康管理システム、共通宛名システム、中間 サーバー	健康管理システム、共通宛名システム、中間 サーバー、サービス検索・電子申請	事後	追加
令和5年3月10日	I 関連情報 7. 特定個人情 報の開示・訂正・利用停止請 求 請求先	保健福祉部 健康増進課(茨城県結城市中央 町二丁目3番地) 0296-34-0329	保健福祉部 健康増進課(茨城県結城市中央 町二丁目3番地) 0296-32-1111	事後	記載内容の修正
令和5年3月10日	I 関連情報 8. 特定個人情 報ファイルの取り扱いに関す る問合せ 連絡先	保健福祉部 健康増進課(茨城県結城市中央 町二丁目3番地) 0296-34-0329	保健福祉部 健康増進課(茨城県結城市中央 町二丁目3番地) 0296-32-1111	事後	記載内容の修正
令和5年3月10日	II しいき値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和4年3月2日時点	令和5年3月6日時点	事後	時点修正
令和5年3月10日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和4年3月2日時点	令和5年3月6日時点	事後	時点修正
令和6年3月15日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取 り扱う事務③システム名称	健康管理システム、共通宛名システム、中間 サーバー、サービス検索・電子申請機能	健康管理システム、共通宛名システム、中間 サーバー、サービス検索・電子申請機能、申請 管理システム	事後	記載内容の修正
令和6年3月15日	II しいき値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和5年3月6日時点	令和6年3月11日時点	事後	時点修正
令和6年3月15日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和5年3月6日時点	令和6年3月11日時点	事後	時点修正